

内閣府における加害者対応に対するこれまでの主な取組

平成 14 年度：配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

イギリス、ドイツ、韓国、台湾における加害者更生に関する制度や仕組等（主に法制度）を中心に調査。

平成 15 年度：配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

加害者更生に先駆的に取り組んできたアメリカ、カナダにおける加害者更生のためのプログラムの具体的な内容及び実施方法等について調査。また、被害者保護を図る観点から、「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項」（以下「留意事項」という。）を整理。

平成 16 年度：地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

15 年度に作成した「留意事項」に基づき、東京都、千葉県に委嘱して加害者更生プログラムを試行的に実施し、検証することを含めた調査研究を実施。

平成 17 年度：配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会

16 年度に実施した調査研究の結果について評価を行い、加害者更生の可能性及び限界について報告書を作成（公表は 18 年度）。また、都道府県・政令指定都市の取組状況を調査。

平成 18 年度：諸外国における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究

アメリカ、イギリス、フランスの加害者更生に関する制度及び運用実態の動向を調査するとともに、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において、加害者更生に係る課題を含め、配偶者暴力防止法及び関連する施策についての課題並びに今後の在り方等について検討。

平成 19 年度：東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

東アジア（ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、日本）における配偶者からの暴力の加害者更生に関する制度や仕組（主に

法制度) について調査。

平成 27 年度 : 配偶者に対する暴力の加害者更正に係る実態調査研究

地域における加害者プログラムに関する取組の広がりや、被害者支援の現場における加害者対応に関する一定の関心・ニーズ等の高まりを受け、加害者プログラムの実施状況や課題等について、地方公共団体へのアンケート調査及び民間団体(加害者更生プログラム実施団体(4団体)、被害者支援団体(3団体))へのヒアリング調査を実施し、検討会において、地域社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や今後の在り方等について考察。

平成 30 年度 : 被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究

配偶者等からの暴力の被害者(子供も含む。)への支援における、リスクアセスメントに基づく加害者対応方針(加害者プログラム実施団体との連携を含む)等について、諸外国(オーストラリア及びカナダ)の関係機関に対してヒアリング調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制のあり方について検討会において検討。